KGK NEWS

(株)科学技術開発センター
TEL026-263-2010
FAX026-263-2012
社外報編集委員会

2014年 秋号

改正労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等が施行されます　平成 26 年 11 月 1 日より施行

今回の主な改正内容は下記の通りです。

①ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)が特定化学物質（第 2 類物質）に追加されました。

1）DDVP を含む製剤の成形、加工又は包装業務を行う場合には、新たに化学物質の発散を抑制するための設備の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任などが義務付けられ、健康診断や作業環境測定の結果、作業の記録などを 30 年保存することが必要となります。

2）作業環境測定（平成 27 年 11 月 1 日より適用）
DDVP と、これを重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を対象に、6 か月以内に 1 回作業環境測定士による測定が必要です。

②クロロホルムほか 9 物質について、有機溶剤から特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務づけられます。

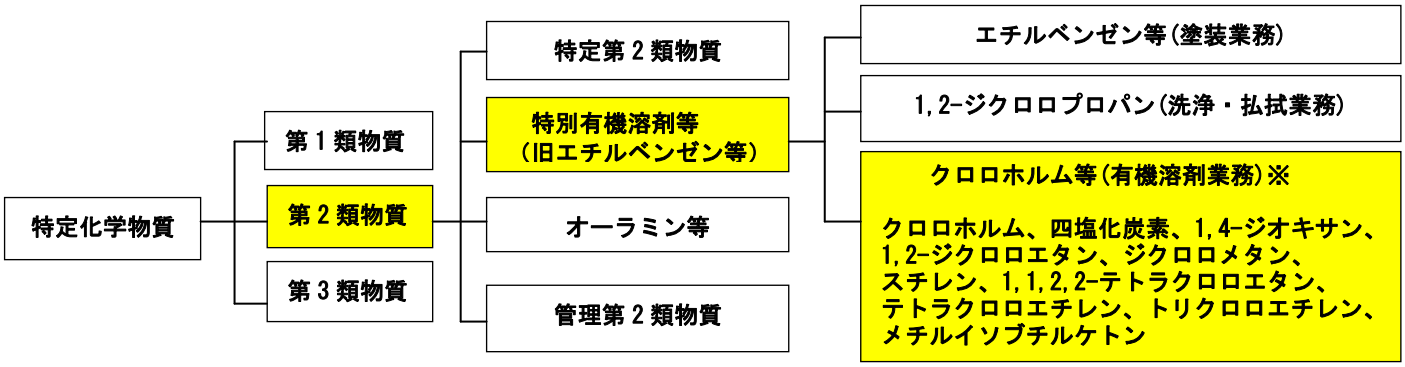

1）今回の改正で、上記※の物質を使用して有機溶剤業務を行う場合には、現行の化学物質の発散を抑制するための設備の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任などの有機溶剤中毒予防規則に基づく措置に加え、健康診断や作業環境測定の結果、作業の記録などを 30 年保存することが義務付けられます。

2）規制対象の範囲
対象となる業務は、「クロロホルムほか９物質」「クロロホルムほか９物質の含有物」を用いて屋内作業場等において行う有機溶剤業務です。（有機溶剤業務及び屋内作業場等の範囲は有機溶剤中毒予防規則と同じ）
※［容器・包装への表示］については有機溶剤業務用に限らず、すべての物が対象

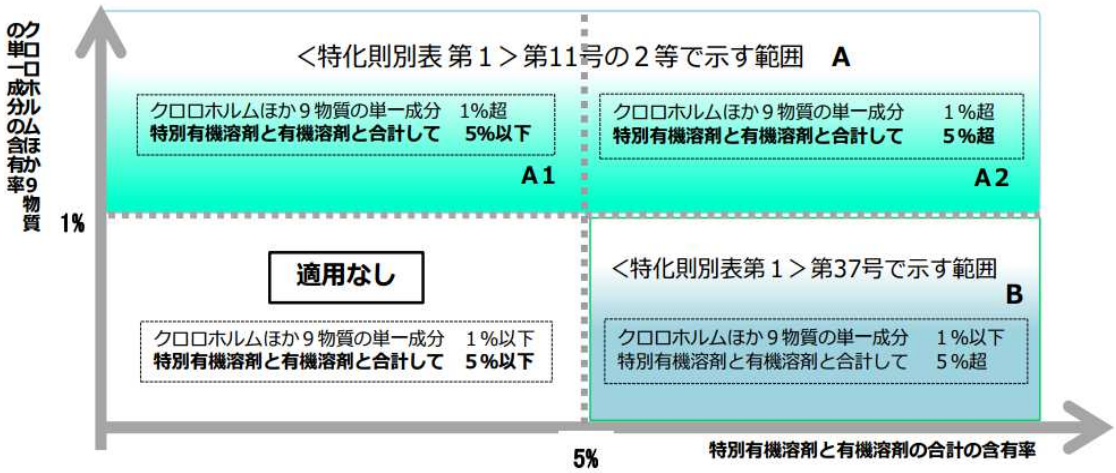

A … 発がん性に着目し他の特定化学物質と同様の規制を適用。ただし、発散抑制措置、呼吸用保護具等については有機則の規定を準用

B … 有機溶剤と同様の規制（ただし、1,2-ジクロロプロパンまたはエチルベンゼン（特化則適用業務に限る）の含有量が重量の１%を超えるものについては、クロロホルムほか９物質の含有量が重量の１%を超えるものＡと同等に取り扱われます。）

３）作業環境測定

クロロホルム等有機溶剤業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

A1 … 特別有機溶剤の単一成分のみの測定。記録の保存期間は 30 年間。

A2 … 特別有機溶剤の単一成分と有規則で義務付けられている有機溶剤混合物の測定。
記録の保存期間は特別有機溶剤は 30 年間、有機溶剤は 3 年間。

B … 混合有機溶剤の各成分を測定。記録の保存期間は 3 年間。

※A2 とBについては、平成 26 年 11 月 1 日から義務化。　A1 については、平成 27 年 11 月 1 日から義務化。

土壌汚染対策法における 1, 1-ジクロロエチレンの基準値が改正されました　平成 26 年 8 月 1 日より改正

環境省では平成 26 年 8 月 1 日より土壌汚染対策法に係る 1, 1-ジクロロエチレンに関する基準を改正しました。各基準値は下表をご参照ください。尚、1, 1-ジクロロエチレンは、ポリ塩化ビニル等のポリマー製造や半導体工学分野で使用されており、身体の中枢神経への影響（けいれん・昏睡 等）が懸念されます。

1, 1-ジクロロエチレン基準値

基準の種類※	改正前の基準	改正後の基準
地下水基準	0.02 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下
第二溶出量基準	0.2 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下
土壌溶出量基準	0.02 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下

※　**地下水基準**　：地下水に含まれる特定有害物質の量に関する基準
第二溶出量基準　：土壌溶出基準を超過しており、土壌汚染が明らかとなった場合に設定される基準
土壌溶出量基準　：土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準

『水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令』が公布されました　平成 26 年 12 月 1 日より施行

今回の省令改正では、カドミウム及びその化合物についての排水基準、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準が変更されております。カドミウムについては、既に平成 23 年 10 月に公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が 0.01mg/ℓから 0.003 mg/ℓに変更されております。これを受けて、新たな環境基準の維持・達成が図られることを前提とし、排水基準、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準が変更されるものです。

	改正前		改正後
★**排水基準**（排水基準を定める省令の一部改正）	0.1 mg/ℓ	→	0.03 mg/ℓ
★地下水の浄化措置命令に関する浄化基準（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）	0.01 mg/ℓ	→	0.003 mg/ℓ

ただし、改正後のカドミウム及びその化合物の排水基準に対応することが著しく困難と認められる一部の工場・事業場（４業種）に対しては、以下の暫定排水基準が設定されています。

	暫定排水基準	適用期間
① **金属鉱業**	0.08 mg/ℓ	平成 28 年 11 月 30 日まで
② **非鉄金属第１次製錬・精製業** ※亜鉛に係るものに限る	0.09 mg/ℓ	平成 29 年 11 月 30 日まで
③ **非鉄金属第２次製錬・精製業** ※亜鉛に係るものに限る	0.09 mg/ℓ	平成 29 年 11 月 30 日まで
④ **溶融めっき業** ※溶融亜鉛めっきを行うものに限る	0.1 mg/ℓ	平成 28 年 11 月 30 日まで